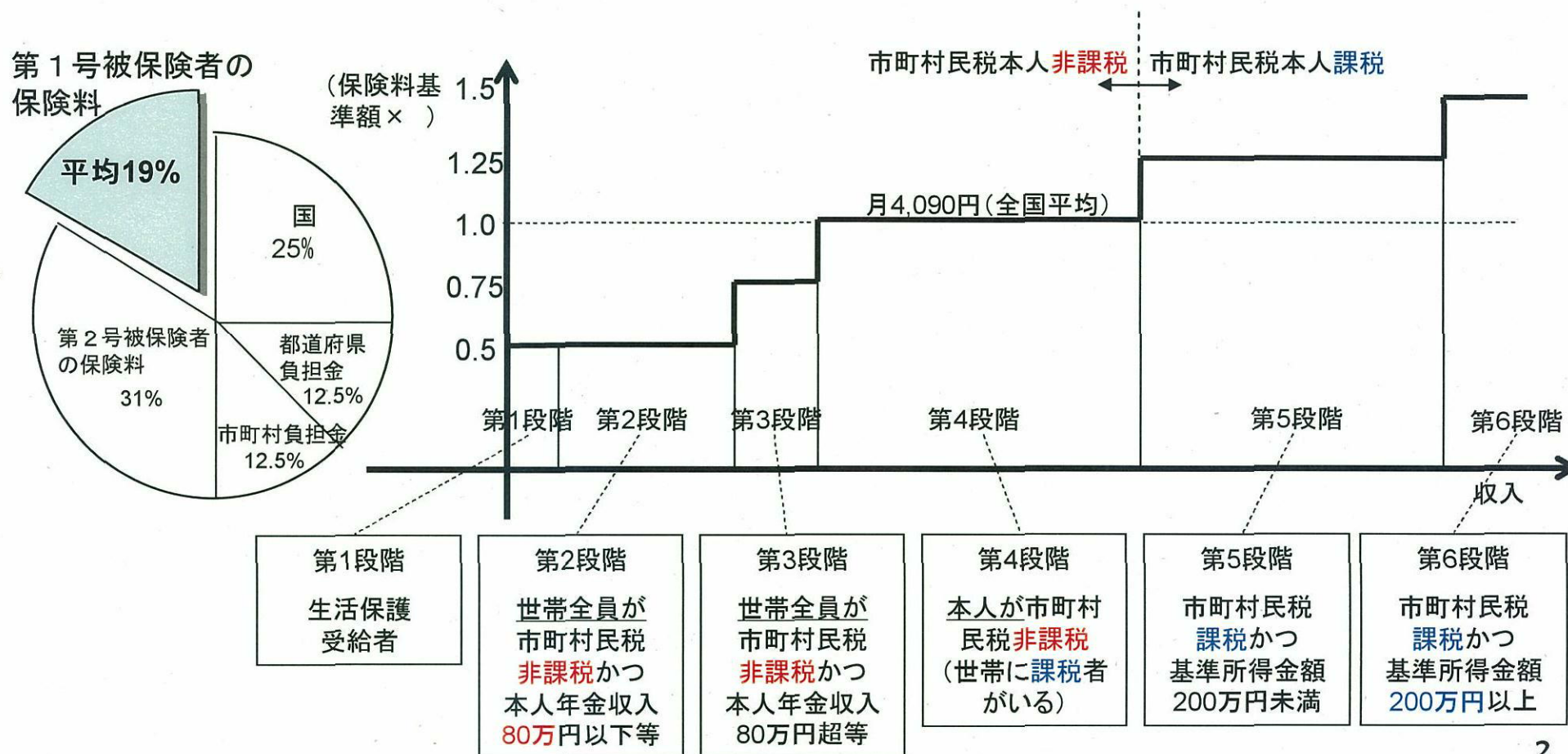


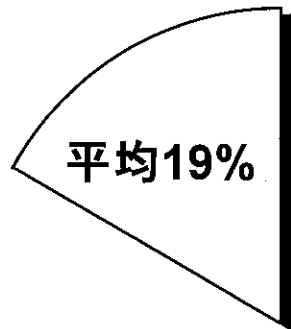
# 介護保険の第1号被保険者の保険料について

- 介護保険の給付費の50%を、65歳以上の高齢者と40歳～64歳の者の人口比で按分し、市町村（保険者）は、その約19%を高齢者に個人単位で課した介護保険料により賄う。
- この介護保険料は、低所得者等に配慮し負担能力に応じた負担を求める観点から、市町村民税の課税状況等に応じて段階別に設定されている。（標準は6段階）



# 1人当たりの介護保険料額の計算のポイント

第1号被保険者が  
収納すべき保険料総額



÷

第1号被保険者数を  
補正した数

=

4,090円

第3期(平成18~20年度)  
(全国平均)



$$=A人 \times 0.5 + B人 \times 0.75 + C人 \times 1.0 + D人 \times 1.25 + E人 \times 1.5$$

|       |      |    |    |    |    |
|-------|------|----|----|----|----|
| 保険料段階 | 第1、2 | 第3 | 第4 | 第5 | 第6 |
| 人数    | A人   | B人 | C人 | D人 | E人 |

- ・第1,2段階の者は、0.5人分としてカウント
- ・第3段階の者は、0.75人分としてカウント
- ・第4段階の者は、1.0人分としてカウント
- ・第5段階の者は、1.25人分としてカウント
- ・第6段階の者は、1.5人分としてカウント